

## ○ 砂糖生産振興事業における事業の採択基準等について

平成16年9月15日16農畜機第2644号  
一部改正 平成17年4月1日16農畜機第5499号  
一部改正 平成18年4月1日17農畜機第4898号

砂糖生産振興事業の実施に関しては、砂糖生産振興事業実施要綱（平成12年10月2日12農畜団第1469号制定（以下「実施要綱」という。））第8の3の規定により砂糖生産振興事業の実施に必要な事項を本基準で定めることとする。

### 第1 施設整備に係る事業の採択基準

#### 1 施設整備に係る事業の採択基準の考え方

施設整備に係る事業の採択基準については、別表に掲げる評価対象事業（評価方法が確立されている事業。）については、以下の算式により算出した事業実施による効果が費用を上回っていることとする。

$$\{(\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額}\} > \text{総事業費}$$

#### 2 年総効果額などの算定等

年総効果額の算定は、別表に掲げるとおりとする。また、別表の各効果額、並びに還元率、廃用損失額及び総事業費は、次の算式により算出し、別記様式事業実施計画添付資料に記載のうえ、事業実施主体は実施要綱第3に定める事業実施計画書に、また、間接補助事業者にあつては事業実施主体が交付要領に定める事業実施計画書に添付するものとする。

#### (1) 効果額の算出

##### ① てん菜糖集荷製造流通合理化対策事業

##### ア. 原料受入体制合理化事業

- ・製糖事業者所得向上効果額（円）＝生産増加効果額（円）＋生産費節減効果額（円）

$$\begin{aligned} \text{生産増加効果額（円）} &= (\text{事業実施後の想定した生産量（t）} - \text{事業実施前の生産量（t）}) \\ &\quad \times \text{事業実施後の想定した取引単価（円/t）} \end{aligned}$$

\* 製品が複数ある場合は「取引単価について生産量による加重平均を用いる」

\* 「生産量」の想定については、施設導入以外の要因はすべて所与（一定）と仮定して行う。

$$\text{生産費節減効果額（円）} = \text{原料受入コストの削減効果額（円）} + \text{その他効果額（円）}$$

$$\text{原料受入コストの削減効果額（円）} = \text{事業実施前の原料受入コスト（円）} - \text{事業実施後の想定した原料受入コスト（円）}$$

$$\begin{aligned} \text{その他効果額（円）} &= (\text{事業実施前の平均生産単価（円/t）} - \text{事業実施後の想定した平均生産単価（円/t）}) \\ &\quad \times \text{事業実施後の想定した生産量（t）} \end{aligned}$$

\* 製品が複数ある場合は「生産単価について生産量による加重平均を用いる」

\* 「生産量」の想定については、施設導入以外の要因はすべて所与（一定）と仮定して行う。

・地域雇用創出効果額（円）＝製糖事業者所得向上効果における生産増加効果額（円）×波及係数×雇用者所得率

\*波及係数・・・製糖業部門から影響を受ける道内産業部門の波及係数（生産額ベース）

\*雇用者所得率・・・道内の雇用者所得を道内の生産額で除したもの

#### イ. 効率的てん菜糖製造設備等整備事業

・製糖事業者所得向上効果額（円）＝生産増加効果額（円）＋品質向上効果額（円）＋生産費節減効果額（円）

生産増加効果額（円）＝（事業実施後の想定した生産量（t）－事業実施前の生産量（t））×事業実施後の想定した取引単価（円／t）

\*製品が複数ある場合は「取引単価について生産量による加重平均を用いる」

\* 「生産量」の想定については、施設導入以外の要因はすべて所与（一定）と仮定して行う。

品質向上効果額（円）＝（事業実施後の想定した平均取引単価（円／t）－事業実施前の平均取引単価（円／t））×事業実施前の生産量（t）

\*製品が複数ある場合は「取引単価について生産量による加重平均を用いる」

\* 「生産量」の想定については、施設導入以外の要因はすべて所与（一定）と仮定して行う。

生産費節減効果額（円）＝施設管理・修繕費の削減効果額（円）＋製造投入資材費の削減効果額（円）＋その他効果額（円）

施設管理・修繕費の削減効果額（円）＝事業実施前の施設管理・修繕費（円）－事業実施後の想定した施設管理・修繕費（円）

製造投入資材費の削減効果額（円）＝事業実施前の製造投入資材費（円）－事業実施後の想定した製造投入資材費（円）

その他効果額（円）＝（事業実施前の平均生産単価（円／t）－事業実施後の想定した平均生産単価（円／t））×事業実施後の想定した生産量（t）

\*製品が複数ある場合は「生産単価について生産量による加重平均を用いる」

\* 「生産量」の想定については、施設導入以外の要因はすべて所与（一定）と仮定して行う。

・地域雇用創出効果額（円）＝製糖事業者所得向上効果における生産増加効果額（円）×波及係数×雇用者所得率

\*波及係数・・・製糖業部門から影響を受ける道内産業部門の波及係数（生産額ベース）

\*雇用者所得率・・・道内の雇用者所得を道内の生産額で除したもの

ウ. 流通合理化設備整備事業

・製糖事業者所得向上効果額（円）＝生産費節減効果額（円）

生産費節減効果額（円）＝輸配送コストの削減効果額（円）＋施設管理・修繕費の削減効果額（円）＋その他効果額（円）

輸配送コストの削減効果額（円）＝事業実施前の輸配送コスト（円）－事業実施後の想定した輸配送コスト（円）

施設管理・修繕費の削減効果額（円）＝事業実施前の施設管理・修繕費（円）－事業実施後の想定した施設管理・修繕費（円）

その他効果額＝事業実施前の流通経費（円）－事業実施後の想定した流通経費（円）

②てん菜糖省エネ・環境対策推進事業

ア. 省エネ設備等整備事業

・製糖事業者所得向上効果額（円）＝生産費節減効果額（円）

生産費節減効果額（円）＝エネルギーコストの削減効果額（円）＋その他効果額（円）

エネルギーコストの削減効果額（円）＝事業実施前のエネルギーコスト（円）－事業実施後の想定したエネルギーコスト（円）

その他効果額（円）＝（事業実施前の平均生産単価（円／t）－事業実施後の想定した平均生産単価（円／t））×事業実施後の想定した生産量（t）

\*製品が複数ある場合は「生産単価について生産量による加重平均を用いる」

\*「生産量」の想定については、施設導入以外の要因はすべて所与（一定）と仮定して行う。

イ. 環境対策設備等整備事業

・製糖事業者所得向上効果額（円）＝生産費節減効果額（円）＋副産物生産量増加効果額（円）

生産費節減効果額（円）＝廃棄物処理経費の削減効果額（円）＋その他効果額（円）

廃棄物処理経費の削減効果額（円）＝事業実施前の廃棄物処理経費（円）－事業実施後の想定した廃棄物処理経費（円）

その他効果額（円）＝（事業実施前の平均生産単価（円／t）－事業実施後の想定した平均生産単価（円／t））×事業実施後の想定した生産量（t）

\*製品が複数ある場合は「生産単価について生産量による加重平均を用いる」

\*「生産量」の想定については、施設導入以外の要因はすべて所与（一定）と仮定して行う。

副産物生産量増加効果額（円）＝事業実施後の想定した副産物販売額（円）－事業実施前の副産物販売額（円）

・甘味資源作物生産者所得向上効果額（円）＝生産費節減効果額（円）

生産費節減効果額（円）＝ライムケーキに代替される土壌改良材費（円）－ライムケーキ費（円）

\*土壌改良材費（ライムケーキ費）＝単価×使用量

### ③甘しや糖製造合理化対策事業

#### ア．施設合理化対策事業

・製糖事業者所得向上効果額（円）＝生産増加効果額（円）＋品質向上効果額（円）＋生産費節減効果額（円）＋副産物生産量増加効果額（円）

生産増加効果額（円）＝（事業実施後の想定した生産量（t）－事業実施前の生産量（t））×事業実施後の想定した取引単価（円／t）

\*製品が複数ある場合は「取引単価について生産量による加重平均を用いる」

\*「生産量」の想定については、施設導入以外の要因はすべて所与（一定）と仮定して行う。

品質向上効果額（円）＝（事業実施後の想定した平均取引単価（円／t）－事業実施前の平均取引単価（円／t））×事業実施前の生産量（t）

\*製品が複数ある場合は「取引単価について生産量による加重平均を用いる」

\*「生産量」の想定については、施設導入以外の要因はすべて所与（一定）と仮定して行う。

生産費節減効果額（円）＝施設管理・修繕費の削減効果額（円）＋製造投入資材費の削減効果額（円）＋輸配送コストの削減効果額（円）＋エネルギーコストの削減効果額（円）＋廃棄物処理経費の削減効果額（円）＋その他効果額（円）

施設管理・修繕費の削減効果額（円）＝事業実施前の施設管理・修繕費（円）－事業実施後の想定した施設管理・修繕費（円）

製造投入資材費の削減効果額（円）＝事業実施前の製造投入資材費（円）－事業実施後の想定した製造投入資材費（円）

輸配送コストの削減効果額（円）＝事業実施前の輸配送コスト（円）－事業実施後の想定した輸配送コスト（円）

エネルギーコストの削減効果額（円）＝事業実施前のエネルギーコスト（円）－事業実施後の想定したエネルギーコスト（円）

廃棄物処理経費の削減効果額（円）＝事業実施前の廃棄物処理経費（円）－事業実施後の想定した廃棄物処理経費（円）

その他効果額（円）＝（事業実施前の平均生産単価（円／t）－事業実施後の想定した平均生産単価（円／t））×事業実施後の想定した生産量（t）

- \* 製品が複数ある場合は「生産単価について生産量による加重平均を用いる」
- \* 「生産量」の想定については、施設導入以外の要因はすべて所与（一定）と仮定して行う。

副産物生産量増加効果額（円）＝事業実施後の想定した副産物販売額（円）－事業実施前の副産物販売額（円）

- ・ 地域雇用創出効果額（円）＝製糖事業者所得向上効果における生産増加効果額（円）×波及係数×雇用者所得率
  - \* 波及係数・・・製糖業部門から影響を受ける県内産業部門の波及係数（生産額ベース）
  - \* 雇用者所得率・・・県内の雇用者所得を県内の生産額で除したのもの

#### イ. 原料選別装置整備事業

- ・ 製糖事業者所得向上効果額（円）＝生産増加効果額（円）＋生産費節減効果額（円）＋副産物生産量増加効果額（円）

生産増加効果額（円）＝（事業実施後の想定した生産量（t）－事業実施前の生産量（t））×事業実施後の想定した取引単価（円／t）

- \* 製品が複数ある場合は「取引単価について生産量による加重平均を用いる」
- \* 「生産量」の想定については、施設導入以外の要因はすべて所与（一定）と仮定して行う。

生産費節減効果額（円）＝原料受入コストの削減効果額（円）＋廃棄物処理経費の削減効果額（円）＋その他効果額（円）

原料受入コストの削減効果額（円）＝事業実施前の原料受入コスト（円）－事業実施後の想定した原料受入コスト（円）

廃棄物処理経費の削減効果額（円）＝事業実施前の廃棄物処理経費（円）－事業実施後の想定した廃棄物処理経費（円）

その他効果額（円）＝（事業実施前の平均生産単価（円／t）－事業実施後の想定した平均生産単価（円／t））×事業実施後の想定した生産量（t）

- \* 製品が複数ある場合は「生産単価について生産量による加重平均を用いる」
- \* 「生産量」の想定については、施設導入以外の要因はすべて所与（一定）と仮定して行う。

副産物生産量増加効果額（円）＝事業実施後の想定した副産物販売額（円）－事業実施前の副産物販売額（円）

- ・ 甘味資源作物生産者所得向上効果額（円）＝労働時間削減効果額（円）
  - 労働時間削減効果額（円）＝（事業実施前の農家自家労働時間（時間）－事業実施後の想定した農家自家労働時間（時間））×家族労働費評価額（円/時間）
  - \* 家族労働費評価額については、地域における適当な労賃単価を用いる。
- ・ 地域雇用創出効果額（円）＝製糖事業者所得向上効果における生産増加効果額（円）×

波及係数×雇用者所得率

\*波及係数・・・製糖業部門から影響を受ける県内産業部門の波及係数（生産額ベース）

\*雇用者所得率・・・県内の雇用者所得を県内の生産額で除したもの

#### ④精製糖企業合理化促進緊急対策事業

・製糖事業者所得向上効果額（円）＝生産増加効果額（円）＋品質向上効果額（円）＋生産費節減効果額（円）＋副産物生産量増加効果額（円）

生産増加効果額（円）＝（事業実施後の想定した生産量（t）－事業実施前の生産量（t））  
×事業実施後の想定した取引単価（円／t）

\*製品が複数ある場合は「取引単価について生産量による加重平均を用いる」

\*「生産量」の想定については、施設導入以外の要因はすべて所与（一定）と仮定して行う。

品質向上効果額（円）＝（事業実施後の想定した平均取引単価（円／t）－事業実施前の平均取引単価（円／t））×事業実施前の生産量（t）

\*製品が複数ある場合は「取引単価について生産量による加重平均を用いる」

\*「生産量」の想定については、施設導入以外の要因はすべて所与（一定）と仮定して行う。

生産費節減効果額（円）＝原料受入コストの削減効果額（円）＋施設管理・修繕費の削減効果額（円）＋製造投入資材費の削減効果額（円）＋輸配送コストの削減効果額（円）＋エネルギーコストの削減効果額（円）＋廃棄物処理経費の削減効果額（円）＋その他効果額（円）

原料受入コストの削減効果額（円）＝事業実施前の原料受入コスト（円）－事業実施後の想定した原料受入コスト（円）

施設管理・修繕費の削減効果額（円）＝事業実施前の施設管理・修繕費（円）－事業実施後の想定した施設管理・修繕費（円）

製造投入資材費の削減効果額（円）＝事業実施前の製造投入資材費（円）－事業実施後の想定した製造投入資材費（円）

輸配送コストの削減効果額＝事業実施前の輸配送コスト（円）－事業実施後の想定した輸配送コスト（円）

エネルギーコストの削減効果額（円）＝事業実施前のエネルギーコスト（円）－事業実施後の想定したエネルギーコスト（円）

廃棄物処理経費の削減効果額（円）＝事業実施前の廃棄物処理経費（円）－事業実施後の想定した廃棄物処理経費（円）

その他効果額（円）＝（事業実施前の平均生産単価（円／t）－事業実施後の想定した平均生産単価（円／t））×事業実施後の想定した生産量（t）

- \* 製品が複数ある場合は「生産単価について生産量による加重平均を用いる」
- \* 「生産量」の想定については、施設導入以外の要因はすべて所与（一定）と仮定して行う。

$$\text{副産物生産量増加効果額（円）} = \text{事業実施後の想定した副産物販売額（円）} - \text{事業実施前の副産物販売額（円）}$$

## (2) 廃用損失額（既存施設残存価値）の算出

事業の実施により、耐用年数に達していない既存の施設を廃棄又は転用する場合は、廃用損失額を算出するものとし、別記様式事業実施計画添付資料の廃用損失額算出表により、施設ごとに次の算式により求めるものとする。

$$\text{廃用損失額} = \text{既存施設の取得価格} \times \text{残存率}$$

$$\text{* 残存率} : (\text{耐用年数} - \text{使用年数}) \div \text{耐用年数}$$

## (3) 還元率の算出

還元率は、別表により算出された年総効果額から妥当投資額を算出するために次の算式により算出する。

$$\text{還元率} = \{0.04 \times (1 + 0.04)^{\text{総合耐用年数}}\} \div \{(1 + 0.04)^{\text{総合耐用年数}} - 1\}$$

\* 0.04 = 割引率（資本の整備に必要な資金調達コストであり、費用と効果を現在価値化するとき用いる係数）

総合耐用年数は、別記様式事業実施計画添付資料の総合耐用年数算出表により、次の算式により算出するものとする。

$$\text{総合耐用年数} = \text{①事業費の合計} \div \text{②年事業費の合計}$$

①事業費の合計：各工種（施設、機械）の事業費を合計する。

②年事業費の合計：年事業費を合計する。

工 種 名 (施設、機械)	事 業 費 ①	耐用年数 ③	年事業費 ②=①/③
○○倉庫	①	③	②
××倉庫	⋮	⋮	⋮
△△倉庫	⋮	⋮	⋮
○○庫	⋮	⋮	⋮
××処理施設	①'	③	②'
合 計	①の合計	総合耐用年数	②の合計

## (4) 総事業費の算出

(1)において算出された効果額が、別表に掲げる事業のみにより効果を算出できる場合は、事業の実施計画に示されている総事業費を計上し、別表に掲げる事業のみにより効果を算出することができない場合は、事業実施計画における総事業費に、他の事業に係る事業費を加えるものとする。

## 第2 施設整備に係る事業以外の事業の採択基準

施設整備に係る事業以外の事業については、コスト分析を実施することとする。

### 1. コスト分析の評価の方法

会議等開催費（会議等1日1回当たり及び参加者1人当たり）、旅費、謝金、その他費用等がコスト分析の基準の額又は水準を上回っていないこととする。

### 2. コスト分析の基準

コスト分析の基準は次に掲げるとおりとする。

#### (1) 各事業共通経費（税抜き）

- ①会議費 : 1人当たり 1,000円
- ②会場借料 : 会議等1回1日及び参加者1人当たり 1,500円
- ③講師謝金 : 1時間当たり 10,000円（大学教授級）
- ④委員等謝金 : 1日当たり 10,000円（本省課長級）
- ⑤旅費 : 事業実施主体の定める規定に基づき算定した額
- ⑥原稿料 : 1,900円（400字当たり）
- ⑦アルバイト賃金 : 1人当たり 8,600円

#### (2) 個別事業に係る経費（税抜き）

##### 砂糖消費拡大推進事業

シンポジウム開催費	東京都及び大阪府	参加人員1人当たり	25,000円	(250名規模)
	その他地域	参加人員1人当たり	20,000円	(250名規模)
パンフレット作成費	B6版変形カラー16ページ	(40万部)	1部当たり	36円
	A5版カラー	20ページ	(40万部)	1部当たり 67円

### 3. 目標設定・評価の実施

#### ア 目標設定・評価の方法

目標設定・評価の対象とする事業内容について、達成すべき成果目標を、前年との実増減、前年比増減等の具体的数値目標として設定し、その実現に努めるものとする。

#### イ 成果目標の基準

- a 研修等の知識・技術の習得のための事業内容にあつては、参加者の習得度（試験による習得度の把握等）。ただし、全国団体が実施するものに限る。
- b 普及・啓発のための事業内容にあつては、普及・啓発の事項についての事業参加者の認知度等（アンケートによる認知度の把握等）。ただし、全国団体が実施するものに限る。

### 4. コスト分析の基準の特例

事業実施主体または間接補助事業者は、事業の特殊性等により2の基準内での事業の実施が困難な場合は、事業実施計画承認申請に当たり、基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を事業実施計画書に添付するものとする。



### 第3 事後評価の実施

#### 1. 事後評価の実施年(時期)

事後評価は第1により採択された事業について、事業が完了した年度(複数年度に亘って実施される事業については、最終年度)の翌年度から起算して、3年を経過したものを対象として実施する。

#### 2. 実績値による費用対効果分析

事業実施主体は、第1の2に準じて、別記様式に1の評価を実施する年度の前年度の実績値により費用対効果分析を実施することとする。

#### 3. 事業実施計画の変更のあった場合の事後評価

事業採択後、事業実施計画が変更された場合には、変更後の計画と比較して評価を行うこととする。

#### 4. 投資効率乖離等の要因分析

事業採択時の投資効率と実績値による投資効率が20%以上乖離している事業又は実績値による投資効率が1以下の事業については、別紙様式の要因分析表にその要因について分析を行う。

#### 5. 事後評価に係る報告

事業実施主体は、事後評価の結果については別紙様式第2号により当該事後評価を実施する年の6月30日までに理事長に報告する。

#### 6. 事業の改善

(1) 事業実施主体は、事後評価の結果、投資効率が1以下の場合、改善策を作成し、理事長に報告するものとする。

(2) 機構は、事業実施主体に対し、改善策を達成するための指導を行う。

### 第4 整備施設の利用状況の報告

事業実施主体または間接補助事業者は、第1施設整備に係る事業の採択基準により採択された事業によって整備された施設の設置後5年間、毎年度、6月30日までに別紙様式第1号の砂糖生産振興事業による整備施設の利用状況報告書を作成し理事長に報告するものとする。

### 第5 事業の適正な執行の確保

#### 1. 第三者の意見の聴取

理事長は、砂糖生産振興事業の適正な執行を確保するため、事業の実施手続及び状況等について、理事長が別に定めるところにより、第三者(砂糖生産振興事業の関係者以外の者をいう。)の意見を聴取し、その意見を砂糖生産振興事業の運営に反映させるものとする。

#### 2. 不正行為に対する是正措置等

ア 理事長は、砂糖生産振興事業の事業実施者(委託先その他の関連事業者を含む。以下2.において同じ。)が砂糖生産振興事業の実施にあたって不正な行為をした場合には、当該事業実施者に対して当該不正行為に関する発生原因の解明を含む再発防止のための是正措置その他適切な措置(以下「是正措置等」という。)を講ずるよう求めることができる。この場合において、理事長が必要と認めるときは、事業実施主体を通じて行うことができる。

イ 事業実施者は、是正措置等を講じた場合には、理事長に報告するものとする。この場合において、是正措置等が事業実施主体を通じて求められたときは、当該事業実施主体を通じてその報告を行うものとする。

ウ 理事長は、報告のあった是正措置等の内容が砂糖生産振興事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業実施者に対し助言・指導を行うものとする。

エ 理事長は、当該事業実施者に助言・指導してもなお、是正が認められない場合には、事業の適正な執行を確保するため必要な勧告を行うものとする。

オ 理事長は、当該事業実施者が勧告に従わない場合には、当該事業実施者を砂糖生産振興事業の対象としないことができる。

附則 この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附則 この規程の一部改正は、平成17年4月1日から施行する。

附則 この規程の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

別表

評価対象事業	年総効果額の算出の方法
1. てん菜糖集荷製造流通合理化対策事業	
(1) 原料受入体制合理化作業	年総効果額＝製糖事業者所得向上効果額＋地域雇用創出効果額
(2) 効率的てん菜糖製造設備等整備事業	年総効果額＝製糖事業者所得向上効果額＋地域雇用創出効果額
(3) 流通合理化設備整備事業	年総効果額＝製糖事業者所得向上効果額
2. てん菜糖省エネ・環境対策推進事業	
(1) 省エネ設備等整備事業	年総効果額＝製糖事業者所得向上効果額
(2) 環境対策設備等整備事業	年総効果額＝製糖事業者所得向上効果額＋甘味資源作物生産者所得向上効果額
3. 甘しや糖製造合理化対策事業	
(1) 施設合理化対策事業	年総効果額＝製糖事業者所得向上効果額＋地域雇用創出効果額
(2) 原料選別装置整備事業	年総効果額＝製糖事業者所得向上効果額＋甘味資源作物生産者所得向上効果額＋地域雇用創出効果額
4. 精製糖企業合理化促進緊急対策事業	年総効果額＝製糖事業者所得向上効果額